

令和2年2月3日

お客さま各位

栃木県鹿沼市上田町2331番地
鹿沼相互信用金庫
理事長 橋本 公之

民法改正を踏まえた各種規定等の改正について

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫は、令和2年（2020年）4月1日に施行される民法改正を踏まえ、同日より各種規定等を改正させていただきます。

なお、改正後の新規定は、規定改正前よりお取引をいただいているお客さまにも適用させていただきます。

記

1. 改正する内容

(1) 定型約款の変更に関する事項

各種規定変更時の必要な手続き要件等について明確にいたしました。（下線部が追加・変更箇所です。）

【対象規定】

「総合口座取引規定」、「普通預金（無利息型普通預金を含む）、納税準備預金、貯蓄預金、通知預金共通規定」、「定期預金共通規定」、「定期積金（スーパー積金）規定」、「キャッシュカード規定」、「キャッシュカード（法人用）規定」、「デビットカード取引規定」、「ペイジーサービス規定」、「当座勘定規定」、「貸金庫規定」、「振込規定」、「しんきん法人インターネットバンキング利用規定（WEB-FBサービス）」（注）、「しんきん個人インターネットバンキング利用規定（かぬましんきんパーソナルダイレクト）」（注）、「ワンタイムパスワード利用規定」、「でんさいサービス利用規定」

○（規定の変更等）

(1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

（注）次の規定については、今回の改正と同時に規定名称を変更いたします。

変更後（新）	変更前（旧）
しんきん法人インターネットバンキング利用規定 （WEB-FBサービス）	WEB-FBサービス利用規定
しんきん個人インターネットバンキング利用規定 （かぬましんきんパーソナルダイレクト）	かぬましんきんパーソナルダイレクト 利用規定 （個人インターネットバンキング）

(2) 定期預金等の満期日前解約に関する制限

定期預金の期日前解約のお取扱について明確にしました。(下線部が追加・変更箇所です。)

【対象規定】

「定期預金共通規定」、「期日指定定期預金規定」、「自動継続期日指定定期預金規定」、「自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)」、「自動継続自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)」、「自由金利型定期預金規定(大口定期預金)」、「自動継続自由金利型定期預金規定(大口定期預金)」、「変動金利定期預金規定」、「自動継続変動金利定期預金規定」

○ (定期預金共通規定)

3. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金等は、当金庫がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(以下、省略)

○ (期日指定定期預金規定の例) (注)

2. (利 息)

(1) - 省略 -

(2) - 省略 -

(3) この預金を「定期預金共通規定」第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第3条第5項の規定により解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

(以下、省略)

(注) 他の定期預金関係預金規定についても、上記に準じて改正いたします。なお、条番号等が変更となる場合があります。

(3) 後見人等が法定後見制度の対象となった場合の届出の義務化

預金者が後見制度の対象となった場合の届出については、すでに預金規定に定めていますが、今回、預金者の後見人等が後見制度の対象となった場合にも届けていただくように改正いたします。(下線部が追加・変更箇所です。)

【対象規定】

「総合口座取引規定」、「普通預金(無利息型普通預金を含む)、納税準備預金、貯蓄預金、通知預金共通規定」、「定期預金共通規定」、「定期積金(スーパー積金)規定」、「当座勘定規定」、「貸金庫規定」(注)

○ (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助、保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。

(以下、省略)

(注) 「貸金庫規定」には「成年後見人等の届出」に関する条文がなかったため、今回新設させていただきます。

以 上